

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

佐賀県人事委員会委員長 内 田 信 子

佐賀県人事委員会規則第4号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和26年佐賀県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（措置の要求の調査等） 第3条 略 <u>2</u> 人事委員会は、適当と認めるときは、<u>前項</u>の決定を行う前に、関係当事者に対し、要求すべき措置について交渉を行うようすすめるものとする。	（措置の要求の調査等） 第3条 略 <u>2</u> <u>前項の規定による調査の結果、措置要求書に不備があると認められるときは、人事委員会は、相当の期間を定めて、措置要求者にその補正を命ずることができる。ただし、その不備が軽微であって、措置要求の内容に影響がないものと認められるときは、人事委員会は、職権でこれを補正することができる。</u> <u>3</u> 人事委員会は、適当と認めるときは、<u>第1項</u>の決定を行う前に、関係当事者に対し、要求すべき措置について交渉を行うようすすめるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。